

答弁書第四四号

内閣参質一六五第四四号

平成十八年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員福島みずほ君提出朝鮮人労務者等に対する未払金等の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みずほ君提出朝鮮人労務者等に対する未払金等の取扱いに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「強制徴用」の趣旨が明らかではないが、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（昭和四十年条約第二十七号。以下「日韓請求権・経済協力協定」という。）第二条1において、いわゆる朝鮮人徴用者等の問題を含め「両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、（中略）完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認」している。お尋ねの「無償資金」を含む日韓請求権・経済協力協定に基づいて行つた経済協力とは、このような日韓両国及びその両国民間の財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題の解決と並行して、日韓間の歴史的な特別の關係にかんがみ、また今後両国間の友好關係を確立するという大局的見地に立つて、韓国の經濟の發展に寄与するために行うこととしたものである。

二の1及び2について

旧厚生省劳政局長から「朝鮮人労務者等に対する未払金その他に関する件」と題する通達（昭和二十一

年十月十二日付け労發第五百七十二号)を地方長官に対し発出し、終戦による社会的混乱と朝鮮人労働者の帰国等によるこれら労働者の居所不明、通信不能等の事情のために、事業主がこれら労働者に対して支払うことができなくなっている場合に関し、できる限り供託手続を執るよう関係事業主に対する指導を行い、未払賃金等の散逸の防止に努めた。

なお、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第十六十五号)第一百三条及び第一百四条の規定において、各省各庁の長の保管する金銭及び有価証券は、日本銀行に寄託すべきものとされていることから、法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又は法務大臣が指定したこれらの出張所が、同通達に基づき供託物として受け入れた金銭及び有価証券については、日本銀行に寄託して保管される。

お尋ねの日本銀行に保管されている未払金が、具体的に、いつの時点でされたどの供託事件に関するものかが明らかでなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二の3及び4並びに三の1について

日韓間では、財産及び請求権の問題、経済協力等について議論した結果、千九百六十五年の国交正常化に際して、日韓請求権・経済協力協定を締結しているが、その議論の詳細については、日朝間の協議に与

える影響等にかんがみ、お答えすることは差し控えたい。

二の5について

平成二年五月二十五日の日韓外相会談の際に、韓国側から終戦前に徴用された者の名簿の入手について協力要請があつたことを受け、政府は、各都道府県、各市区町村、いわゆる朝鮮人徴用者等を受け入れていた可能性がある民間事業所等に対し、韓国政府に提出することを目的として調査を依頼した。その結果、提供された情報を取りまとめて、平成三年三月五日に九万八百四人、平成四年十二月二十五日に一万七千百七人のいわゆる朝鮮人徴用者等に関する名簿の写しを駐日韓国大使館へ提出している。

三の2について

お尋ねの「太平洋戦争において死亡した者、負傷した者及び遺族に対して支払った補償額及び年金の総額」の意味が必ずしも明らかではないが、昭和十六年十二月八日以後における戦争公務等により障害の状態となった者及び死亡した者の遺族に対する恩給法（大正十二年法律第四十八号）に基づく恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）に基づく年金等の戦後の支給総額については、把握しておらず、お答えすることは困難である。

三の3について

お尋ねの「措置を追加的に行う」の意味が必ずしも明らかではないが、韓国との間では、日韓請求権・経済協力協定第二条1に規定されているとおり、両国及びその国民の間の財産、権利及び利益並びに請求権の問題は、完全かつ最終的に解決されたことが確認されている。また、北朝鮮との間では、日朝平壤宣言において「双方は、国交正常化を実現するにあたっては、千九百四十五年八月十五日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議する」ことが明記されており、いわゆる朝鮮人徴用者等の問題を含め、右のとおり日朝平壤宣言に明記されているところに従い、日朝国交正常化交渉において協議されるべきものである。